

【補助対象の住宅とは】

- (1) 世羅町老朽住宅除却等事業費補助金交付要綱に定める「住宅の不良度の測定基準」による各評定項目の評点の合計が 100 点を超える住宅
- (2) 町内に存在する空家で、個人が所有する家屋であること。
- (3) 戸建住宅、長屋又は併用住宅で居住のための建物が対象です。店舗、倉庫及び離れのみを解体する場合、家屋の一部のみを解体する場合は対象となりません。
- (4) 建替え、土地の売却及び譲渡等、営利を目的としていないこと。
- (5) 同一敷地内において、この告示に基づく補助金の交付を受けて老朽家屋の除却を行っていないこと。
- (6) この告示に基づく補助金以外に除却に係る他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (7) 所有権以外の権利の設定がある場合において、当該権利者から除却についての同意が得られない場合は対象となりません。

【除却後の跡地利用等の制限】

解体撤去後 3 年を経過しないうちに、解体撤去跡地に建造物を建築したとき又は解体撤去後の土地を譲渡若しくは売却贈与したときは、町は補助金の返還を求める場合があります。

【補助の条件等】

- (1) 町税等の滞納のある者（世帯員を含む）に対しては、補助金を交付しません。
- (2) 除却（解体）工事業者は、解体業を行える業者に依頼（発注）してください。
 - ◆ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた解体工事を施工できる業者
 - ◆ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けた事業者であること。
〔土木工事、建築工事、解体工事、とび土工（H31. 5. 31 迄）の許可を有する業者〕
工事費 500 万円未満の場合、広島県解体工事登録業者

【補助金の額】

予算の範囲内で、除却工事費に 10 分の 8 を乗じて得た額以内。上限は 100 万円です。

【参考】 解体費用が 100 万円・・・100 万円×80%

自己負担：20 万円、補助金：80 万円

解体費用が 200 万円・・・200 万円×80%、上限 100 万円

自己負担：100 万円、補助金：100 万円

【補助金申請までの流れ】

- (1) 町と事業実施者による事前協議
- (2) 町による事業対象住宅の確認（事業実施者立会いによる現地確認を含む）
- (3) 町による事前審査（事業対象住宅が住宅不良度の測定基準による、評点 100 点以上であるかを確認。）
- (4) 事業実施者から町への補助金交付申請書の提出

【補助金の交付申請】

上記の協議等を経て、補助金の交付を受けようとする場合は、交付申請書（様式 2）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 除却しようとする住宅の所有者であることを証する書面
- (2) 2 者以上の除却工事費見積書（解体業を行える業者に限ります。）
- (3) 位置図、現況写真（現地確認の際、役場で確認）
- (4) 同意書（納税状況調査）

【事業着手までの留意点】

事業着手（対象住宅の解体）は、補助金交付決定通知が行われた後に行ってください。

※ 事前着工は、補助金の対象外となります。

【事業（解体工事）完了後】

事業完了（解体工事完了）後につきの書類を提出してください。

- (1) 事業完了実績報告書（様式第 7）
- (2) 請求書（様式第 9）
- (3) 領収書の写し
- (4) 振込先口座（申請者名義）通帳等の写し

【現地確認・補助金振込】

提出された事業完了実績報告書に基づき、町は現地確認を行い、補助金額を精査したうえで補助金額確定通知を行い、指定された口座に補助金を振込みます。

【その他】

◆ 除去しようとする住宅の所有者であることを証明する書面とは

固定資産名寄帳、土地・家屋課税明細書、近隣住民（2 戸以上）による証明書など

◆ 除去しようとする住宅の所有者が不明の場合

役場企画課へ地縁団体として登録している団体が代理申請することができますが、のちに所有者等と問題が発生した場合、申請団体が全責任を負い、問題解決していただきます。